

コーディ(株) 調査業務委託約款

平成 22 年 10 月 1 日

委託者（以下「甲」という）及び受託者 コーディ株式会社（以下「乙」という）は、日本の法令を遵守し、この約款（業務依頼書及び業務引受書を含む。以下同じ）に定められた事項を内容とする委任契約（以下「本契約」という）を履行する。

（責務）

第 1 条 甲は業務依頼書を乙に提出し、乙は業務引受書を甲に提出することにより、本契約が成立するものとする。

2 甲は、乙が業務引受書に定める業務（以下「本件業務」という）を遂行する上で必要とする正確な資料又は情報（以下「本件資料等」といい、対象建築物等の所有者又は管理者、その他公的機関等から得られるものを含む）遅滞なく入手することができるよう協力する。

3 甲は、乙が対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、本件業務を遂行する上で必要とする調査又は検査を行う場合には支障なくできるよう協力する。

4 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、第 3 条に定める日（以下「業務期日」という）までに本件業務の成果として報告書（以下「成果物」という）を作成し、甲又は甲の指定する者に対して正本 1 部を提出する。

（再委託）

第 2 条 乙は、必要に応じて下請業者その他の第三者（以下「下請業者等」という）へ本件業務の一部を委託することができる。

（業務期日）

第 3 条 乙の業務期日は、業務引受書に定める期日とする。

2 乙は、業務期日までに本件業務を完了することができないことが明らかになった場合には、遅滞なく甲に対しその理由を明示の上通知するものとし、この場合には業務期日の延長その他必要事項について甲乙協議して定めるものとする。

（調査の承認及び業務の終了）

第 4 条 甲は、乙から調査開始前に提出される調査確認書に署名し、乙に対し調査の承認を行う。また、業務終了において甲は乙から提出される成果物の検収完了後、速やかに乙に対し業務終了の承認を行う。

但し、上記検収は成果物の引渡しから乙の営業日 7 日以内に行うものとし、これまでに甲より承認の連絡等がなされなかった場合には、8 日目を以って業務終了の承認とみなすものとする。

2 前項に定める検収の過程で、成果物に遺漏・誤り等が発見された場合は、甲乙で別途合意する期日までに乙の責任においてこれを訂正し、前項の定めに従い甲は改めて検収を行う。

- 3 乙は、同上第1項における調査の承認後、甲に対して本件業務の報酬についての請求書を発行する。
- 4 同上第1項及び第2項の規定にかかわらず、乙が本件業務を遂行し成果物を提出可能な状態にあって、甲の都合により成果物の受領を延期する場合、又は乙の指摘事項に対して甲が是正工事等を実施して成果物の記載内容を変更する等の追加の業務（以下「追加業務」という）が発生した場合においては、乙は本件業務が終了したとみなし本件業務の報酬について甲に対して請求することができる。

（報酬の支払）

- 第5条 甲は、乙に対して本件業務の報酬として業務引受書に定める額（以下「報酬額」という）を前条の請求書に定める支払期日（以下「支払期日」という）までに支払う。
- 2 甲は、報酬額を乙の提出する請求書にて指定する銀行口座に送金する方法にて支払う。その際の振込に係る一切の手数料は甲の負担とする。
 - 3 前条第4項の追加業務が発生した場合には、追加業務の報酬金額、支払方法について甲乙協議の上決定する。
 - 4 甲は、予め第6条第2項における成果物の内容についての正当性を確認するものとし、調査確認書において承認されたのちの報酬額の変更等は一切なされないものとする。

（成果物の取扱い）

- 第6条 成果物の内容は、本件資料等の正確性及び情報量の依存することにより、成果物の記載事項の網羅性及び正確性を保証するものではないことを甲は予め承し、自己の責任において成果物を使用する。
- 2 成果物の内容は、本件資料に基づき忠実に作成されるものであり、事実とそぐわない成果物の内容変更等は一切受付ないものとする。また、成果物の内容において甲に不利益が生じた場合、乙は故意又は重過失があった場合を除き一切の責任を負わない。
 - 3 甲は、乙の書面による承諾なしに、成果物の全部又は一部を第三者に開示又は譲渡しないものとする。但し、対象建築物等の所有者及び管理者、対象建築物等の建設・売買に関わる者、又は対象建築物等を担保資産として融資を行う金融機関等その他合理的範囲内の関係者（以下「関係者」という）はこの限りではない。この場合、甲は関係者に対して本条第1項の内容を説明し承諾を得なければならない。

（守秘義務）

- 第7条 乙は、本業務の受託にあたり、甲から開示・提供された対象物件に関する資料及び情報、調査の結果、並びに甲の営業上・技術上の秘密（以下総称して「秘密」という）を故なく第三者に開示・漏洩してはならず、秘密保持のため適切な措置を講じる。但し、秘密が次のいずれかに該当する場合には適用しない。
- ① 甲から、開示・提供を受ける前にすでに乙が保有し又は知得していた場合。
 - ② 甲から、開示・提供を受ける前にすでに公知となっていた場合。
 - ③ 甲から、開示・提供を受けた後、乙の過失によらず公知となった場合。
 - ④ 甲から、開示・提供を受けた後、適法かつ正当に第三者から開示された場合。

- 2 乙が、本件業務を遂行するために下請業者等に秘密を開示・提供することがある場合には、乙は前項に拘わらず当該下請業者等に対し、開示・提供することができるものとする。この場合の開示・提供は必要最小限に止めるものとする。

(譲渡の禁止)

第8条 甲及び乙は、相手方の書面による合意を得ることなく本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡することはできない。

(契約の変更・中止等)

第9条 甲は、乙の承諾を得て本件業務の内容を変更、追加（乙による特別なプレゼンテーション、格付機関等第三者に対する成果物に関する説明等を含む）、削除又は中止することができる。この場合において、業務期日又は報酬額の変更等必要事項については、甲乙協議の上定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(契約解除)

第10条 相手方による本契約の違反があった場合、甲又は乙は違反した相手方に対して相当の期間を定めて催告した上、当該期間内になお本契約の本旨に従った履行がなされないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 甲又は乙が本契約に違反し相手方に損害が生じた場合には、相手方に対してその損害を賠償するものとする。

- 2 前項に拘わらず、乙は成果物の瑕疵に起因して、万一甲が損害を被ることがあっても、損害賠償の責めを負わないものとする。但し、乙に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。
- 3 前項の但し書きに基づいて乙が損害賠償の責めを負う場合、その損害賠償額は乙が得た報酬額を上限とする。

(準拠法・所轄裁判所)

第12条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関する紛争に関しては、札幌地方裁判所を第一審の専属的裁判管轄を有する裁判所とする。

(信義誠実の原則)

第13条 本契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙両者信義誠実の原則に従い協議の上、解決に努めるものとする。